

「大地の物語」推進事業補助金

＜概要＞ 関ヶ原古戦場グランドデザインのテーマである「大地の物語」に基づき実施する特產品開発事業(1)及び観光誘客事業(2)に対して対象経費の一部を補助する

＜補助対象者＞ 関ヶ原町内に住所を有する個人又は団体 ※(1)(2)とも

- (1)特產品開発事業 新たに特產品を開発しようとする個人または団体
- (2)観光誘客事業 グランドデザインに基づき活動する団体

＜補助対象事業＞

(1)特產品開発事業

- ①東西文化を活かした特產品を新たに開発する事業
- ②町内の農産物や工芸品等を活かして新たに特產品を開発する事業

(2)観光誘客事業

- ①グランドデザインに基づき実施する観光誘客事業

＜補助対象経費＞

(1)特產品開発事業 備品購入費(特產品開発に必要なものに限る)、印刷費、パンフレット等作成費、デザイン・意匠等に関する費用、広報掲載費、施設整備費

(2)観光誘客事業 消耗品費、印刷費、通信運搬費、旅費、保険料、印刷費、パンフレット等作成費、デザイン・意匠等に関する費用、広報掲載費、借上料及び施設等使用料(事業に関するものに限る)、委託料(会場運営、会場設営、警備費等)、出演者等謝礼・旅費

＜補助金額＞

(1)特產品開発事業 補助対象経費の1／2(ただし、上限額は20万円)

(2)観光誘客事業 補助対象経費の1／2(ただし、上限額は50万円)

